



地域づくり委員会

(1)委員会の目的

○地域住民の声を行政施策に反映させるとともに、地域住民自らの手で活力ある地域を築いていきます。

(2)委員会の役割

- 地域の現状、課題の把握（地域カルテの作成）とその解決に向けた取組（発案組織）→自治会での検討
- 自治会活動、行政施策への反映
- 自治会との地域振興活動
- 地域活性化のための人材育成（地域のリーダー、後継者の育成）

(3)委員会の組織・任期

- 地域住民：10人、町職員：4人、顧問（自治会長）：1人
- 顧問を除く委員の任期：2年

(4)委員会の活動により目指すもの

- 行政情報の共有化と説明責任、行政情報に対する町民の意思表示
- 今後の市町村合併（道州制）にも対応できる地域自治組織の確立
- 町民参加による町民主体のまちづくり（住民自治）
～まずは、どんなことでも良いから、地域やまちづくりに関する意見、提言などを自由に話し合ひましょう!!～



まちづくり委員会

○地域づくり委員会の代表などで構成し、まちづくり全体について町民の声を施策に反映させるとともに、町民が自らの手で、自らの責任で、主体的にまちづくりに関わる住民自治の実現を目的とします。

“町民みんなで地域や町の活性化の知恵を出し、町民と行政が協働で住み良い地域、まちづくりを進めましょう”



質問やご意見などは
企画課政策推進室

TEL 028(677)6012

町では、こうした活動をと
おして「まちづくり」に関す
る企画立案、実施および評価
の過程において、広く意見を
求め意思決定をしていくこと
で、町民主体のまちづくりを
行うとともに、住民自治の
意識の高い自治体を目指して
いきます。

を考へながら提案、取捨選択、
優先順位等の合意形成も必要
です。
そのため、住民主体による
個性と創意工夫に基づいた地
域社会づくりができるシステ
ムが求められます。今回、自
治会と町が地域住民の参加の
もと、協働（互いに尊重し合
い責任を共有し連携）して住
民主体の地域づくりを進める
ための「地域づくり委員会」
を自治会ごとに組織すること
としました。委員は、地域の
後継者や中堅町職員を中心
に編成します。

地域づくり委員会

町民と行政による"協働のまちづくり"を進めます

広報はが8月号でお知らせしたとおり、芳賀町は7月31日をもって芳賀町・高根沢町合併協議会を廃止しました。当面は単独で独自性を発揮し、新たなステージに向かうため、次の事項を重要課題に位置付け、まちづくりに取り組みます。

- (1)平成18年度からの新たな町振興計画の作成着手
自治会ごとに設置する「地域づくり委員会」等を定期的に開催し、住民参加型の計画づくりと行政経営を推進します。
- (2)徹底した行財政改革の推進
行政の効率化とコストの削減を目指し、町行政組織の見直しと事務事業の点検による、総経費の削減を行います。
- (3)地域連携の再構築
日常生活に直接関係する広域行政について、当面は現状を基本に、将来の方向性について関係市町と再協議し、新時代に即応できる体制を推進します。また、芳賀北部2町とは芳賀バイパスを軸とした自治体連合の仕組みの強化を図ります。
- (4)将来の市町村合併について
今後、財政基盤を確立しながら、現在の合併問題などにとらわれることなく、新たな視点から考えていきます。

地方分権への対応

地方自治体は、地方分権一括法の施行により、国や県に対し「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係になりました。これにより地域の政策、施策は地方公共団体が自ら決定し、決定責任も自らが負うという自主性、自立性が求められます。
同時に国際化・情報化の推進、少子高齢社会の到来、環境保護活動の高まりなど社会情勢は大きく変化しており、住民の価値観も多様化し、行政需要も複雑化・高度化するなか、それらを柔軟に受け止める様々な課題に対応することは困難な状況にあります。
こうした状況においては、それぞれの地域の特色を活かしながら将来にわたる地域づくりやまちづくりを町民一人ひとりが自ら考え、自ら行動することが大切になります。
地域社会を構成する自治会組織が活動を活発に行うことにより、地域住民の声を行政に伝え、施策に反映させることは、町民と行政の信頼感を維持していくとともに町民や地域の視点に立った行政経営につながるものです。地方分

権の究極の目的は、自治体と自主的な住民活動によって支えられる個性的で豊かな地域社会の創造です。

住民自治を目指して

芳賀町は、現在3年連続で普通地方交付税の不交付団体になっていますが、不交付団体だからといって、決して財政に余裕があるわけではありません。
このため、当面は単独を選択した芳賀町にとって、財政基盤の確立と行政の効率化による経費の削減は急務の課題となります。

町の仕事（まちづくり）は、行政が公共サービスの名のもとに、本来住民が担ってきた仕事を住民のニーズなどとして引き受けてきた歴史があります。このことよって行政は肥大化し、公共課題の解決はそもそも行政が行うものとの誤解が生じました。
まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。まちづくりにおける民主主義は、苦情や要望を言うだけでなく、町民自らが主体的に取り組むとともに、互いの立場